

4 1 . 1 0 0 . 0 2

立体商標の第3条第1項柱書に関する審査の運用について

1. 立体商標が、商品（商品の包装を含む。）又は役務の提供の用に供する物（以下、「商品等」という。）の形状からなる場合、その出願に係る指定商品又は指定役務の中に、明らかに商標としての使用態様は取り得ないであろうと思われるものが含まれている場合の取扱いについて

商標審査基準 第2 二、第3条第1項柱書 参照

2. 立体商標の形状を示す複数の写真又は図の中に、一つの立体的形状を構成するものとしては不適當な記載（例えば、縮尺が相違する写真、断面図等）が含まれている場合の取扱いについて

商標記載欄に記載された立体商標の構成、態様が具体的に特定できないものについては、商標法第3条第1項柱書に規定する「商標登録を受けることができる商標」とみることはできないことから、立体商標の形状を示す複数の写真又は図の中に、一つの立体的形状を構成するものとしては不適當な記載（例えば、縮尺が相違する写真、断面図等）が含まれている場合には、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

この場合において、商標記載欄に記載された商標中の付記的部分でない立体商標の変更や削除等は、原則としては要旨の変更であることから認められないが、以下のような不適當な記載を訂正するための補正に限り認められる（国際商標登録出願については、商標の補正をすることはできない）。

① 商標記載欄に記載された、立体商標の構成を表す複数の写真又は図の縮尺が相違する場合、出願時における立体商標の形状と相似形を保つ範囲において、同一縮尺の写真又は図に訂正したとしても、その立体商標の形状を変更することにはならないことから、そのような補正は認められる。

ただし、縮尺を拡大することにより、例えば出願時において認識することのできなかつた立体的形状に付された文字、図形、記号又は装飾等が認められることとなるような補正は、新たな構成部分の追加となり要旨変更該当することから認められない。

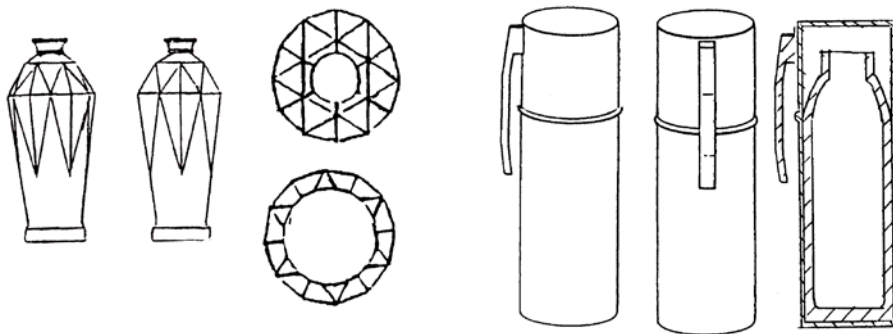
② 立体商標が二以上の写真又は図で記載されており、その中に断面図が含まれている場合は、立体商標は外観上、視覚に訴えるものでなければならぬことからそのような記載は立体商標を構成するものと認められないが、出願時における立体商標の構成と同一性が保たれる限り、その立体商標の

形状を変更することにはならないことから、断面図を削除する補正は認められる。

ただし、補正をする場合は、補正後の商標の全体を記載することが必要である（様式第15の2〔備考10〕参照）。

なお、その断面図を外形図に補正することは、出願時において記載されていない形状を追加することとなり、要旨の変更となることから、そのような補正は認められない。

〔具体例〕（商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例。）



（縮尺が相違する例）

（断面図を有する例）

3. 立体商標を記載した図、写真が不鮮明なため、その全体を明確に特定し得ない場合の取扱いについて。

立体商標が立体的形状のみからなり、図、写真が不鮮明であるため形状の全体が明確に特定し得ない場合については、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

ただし、立体商標が立体的形状のみからなり、写真が不鮮明であるが、概ねその全体の形状については特定し得るものである場合には、第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。この場合、立体的形状の全体を明確に特定し得るような鮮明な写真に補正することは、出願時における立体商標の構成と同一性が保たれる限りにおいて認められる（国際商標登録出願については、商標の補正をすることができない。）。なお、補正する場合には、補正後の商標の全体を記載することが必要である。

立体商標が立体的形状に文字、図形、記号、又は装飾等（以下、「文字等」という。）が付されている場合で、立体的形状は鮮明に記載されているものの、文字等の構成、態様が明確に把握し得ない程小さく表示されていたり、容易には判読し得ない程に不鮮明な表示からなるときは、その写真を鮮明なものに補正することにより、文字等の構成、態様を明らかにすることは、新たな構成部分を追加することとなり要旨変更該当するため、認められない。

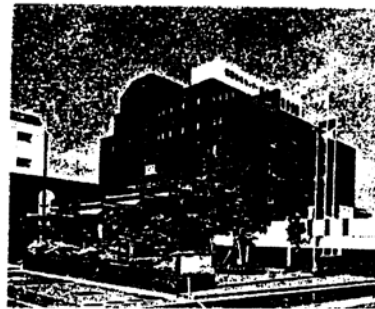
なお、立体的形状に付された文字等の部分が不鮮明な場合には、文字等は判読不可能なものとして、識別力の有無、及び類否判断の際の審査対象とはしない。

4. 商標記載欄に記載された立体商標が、街並みや風景からなる場合、若しくはその構成中に建築物、構築物等とともに、例えば植え込みや人物、歩道等が描かれている場合の取扱いについて。

- ① 商標記載欄に記載された立体商標が街並みや風景からなるもの、又は構成中に建築物等とともに人物や歩道等の表示を含む場合であって、その全体を総合的に観察した場合、絵画的な表示若しくは風景写真と認識される構成からなるものについては、立体的形状としての構成、輪郭、使用態様が特定し得ないことから立体商標とは認めないものとし、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。
- ② ただし、上記の場合そのような表示は明らかに平面的な商標を表示してなるものと認識されることから、原則として立体商標である旨の主張を削除し、平面商標への変更を認める（国際商標登録出願については、立体商標である旨を削除し、平面商標へ変更することは認められない）。

なお、その場合、立体商標が複数の写真又は図によって記載されているときは、これをいずれか1の写真又は図による記載に補正することは要旨変更となるので認められない。

〔具体例〕（商標法第3条第1項柱書きに反するものとする例）



5. 立体商標の形状を記載した写真又は図の構成から判断して、その商品等の形状に相当の厚みが認められない場合の取扱いについて

商標記載欄に記載された立体商標を表す写真又は図からは、その商品等に相当の厚みが認められないとしても、その形状が指定商品又は指定役務に係る商

品等の形状を構成してなるものである以上、三次元的要素を有する立体的形状からなるものと認める。

6. 立体商標の形状を示す写真の端が切れていることから、その全体の輪郭が明確に表示されておらず、その立体的形状の全体が特定し得ない場合の取扱いについて。

商標記載欄に記載された立体商標を表す写真の一端が切れている場合などにおいて、その全体が把握し得るような写真又は図に補正することは、原則的には立体的形状の追加又は変更であり、要旨の変更となることから認められない。

例えば、その立体商標が部屋の内部を表示した場合のように、その立体的形状の内側を一方向から描いた構成からなるときは、その立体的形状の輪郭が明確に示されないことから、立体商標としての構成、態様を具体的に特定し得ないものであり、またそのような構成からなる立体商標が、商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられるものとは認められないことから、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

〔具体例〕（商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする例）



（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準\(PDF:905KB\)](#)
- [「第16条の2及び第17条の2（補正の却下）」の審査基準\(PDF:251KB\)](#)